

福岡県公報

平成二十四年九月十八日
第三千四百三十号
増刊
①

目次

規則(第四十二号)

○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則 (健康増進課) …………… 一

規則

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。
平成二十四年九月十八日

福岡県規則第四十二号

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例施行規則

福岡県知事 小川 洋

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(平成二十四年条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第八条第三項各号列記以外の部分の規則で定める期間)

第二条 条例第八条第三項各号列記以外の部分の規則で定める期間は、五年とする。

(診断結果の報告)

第三条 条例第八条第三項の規定による報告は、アルコール依存症診断結果報告書(様式第一号)により行うものとする。

(条例第八条第三項第一号の診断書)

第四条 条例第八条第三項第一号の診断書は、アルコール依存症と診断されたものに限る。

2 条例第八条第三項第一号の規則で定める期間は、同項の規定により診断を受けるべきこととなる者において同条第一項の規定により診断を受けるべき事由が生じた日(

その日が二以上ある場合には、最も遅い日)から当該者において同条第三項の規定により診断を受けるべきこととなる事由が生じた日までとする。

(条例第八条第三項第三号の規則で定めるとき)

第五条 条例第八条第三項第三号の規則で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 当該違反者が禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者であるとき。
- 二 当該違反者が二十歳に満たないとき。

(受診の期限)

第六条 条例第八条第五項の受診の期限は、同項の規定による通知の日から六十日とする。

2 条例第八条第五項後段の規定による申出は、アルコール依存症診断受診期限変更申出書(様式第二号)により行うものとする。

(将来にわたり再び車両を運転することがない場合の手続)

第七条 条例第九条第一項の違反者は、同項の場合に該当するときは、知事に対し、その旨及びその内容を書面で申告しなければならない。

2 前項の規定により申告する者は、条例第九条第一項の違反者に該当した日において道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第八十四条に規定する運転免許(以下「免許」という。)を有していた場合(前項の規定により申告する日において免許が失効

している場合を除く。)においては、同法第百四条の三第一項に規定する取消しの内

容及び理由を記載した書面の写し又は道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十条の九第四項の通知書の写しを前項の書面に添付しなければならない

。

(再び車両を運転することとなる場合の手続)

第八条 前条の規定による申告をした者は、再び車両を運転することとなる場合においては、あらかじめ、知事に対し、その旨を書面で届け出なければならない。

附則

この規則は、平成二十四年九月二十一日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

アルコール依存症診断結果報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名 印

連絡先

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成 2 4 年福岡県条例第 1 号）第 8 条第 3 項の規定により、アルコール依存症の診断結果について次のとおり報告します。

(医療機関記入欄)

受 診 者 名	
アルコール依存症に関する診断結果	<input type="checkbox"/> アルコール依存症であると認められる。 <input type="checkbox"/> アルコール依存症であると認められない。
飲酒行動是正プログラムの参加に関する意見	
医 療 機 関 名	
医 師 名	印

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 2 号（第 6 条関係）

アルコール依存症診断受診期限変更申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所

氏 名

印

連絡先

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成 2 4 年福岡県条例第 1 号）第 8 条第 5 項後段の規定により、次のとおりアルコール依存症に関する診断の受診の期限の変更を申し出ます。

現 行 の 受 診 期 限	年 月 日（ 曜日）
希 望 す る 受 診 期 限	年 月 日（ 曜日）
変 更 理 由	

（日本工業規格 A 列 4 番）